

地盤変動影響調査算定要領 新旧対照表

(新)	(旧)
第1条から第6条まで 略 (調査) 第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名 <u>又は記名</u> 押印を求めるものとする。 <u>3 前項の調査は、情報通信技術その他の先端的な技術を活用して行うことができるものとする。</u>	第1条から第6条まで 略 (調査) 第7条 建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行うものとする。 2 事前調査及び事後調査にあたっては、原則として建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）の立会いのうえ行い、第12条に規定する様式第3に調査内容を確認した旨の署名 <u>・</u> 押印を求めるものとする。 <u>(新設)</u>
第8条及び第9条 略 (写真撮影) 第10条 <u>前2条</u>に規定する<u>事前調査</u>に当たっては、<u>改ざん（修正、書き込み、削除等）の防止措置を講じたうえで、写真を撮影する</u>ものとする。この場合において、<u>写真の撮影が困難な箇所</u>又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>2 第8条の一般的事項の調査においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影するものとする。</u> <u>一 四方からの外部及び屋根</u>	第8条及び第9条 略 (写真撮影) 第10条 <u>第9条</u>に規定する<u>建物等の各部位の調査</u>に当たっては、<u>次により写真撮影する</u>ものとする。この場合において、<u>写真撮影が困難な箇所</u>又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 <u>一 カラーフィルム又は修正、書き込み、削除等の防止措置がされたSDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディアを使用する場合に限る。）を使用する。</u> <u>二 事前調査時においては、損傷の有無にかかわらず、原則として、次の箇所を撮影する。</u> <u>イ 四方からの外部及び屋根</u> <u>ロ 各室</u> <u>三 第9条の調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。</u> <u>イ 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名</u> <u>ロ 損傷名及び損傷の程度（計測）</u> <u>ハ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所</u> <u>(新設)</u>

二 各室

3 前条の損傷調査において計測する箇所は、撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影するものとする。

一 調査番号、建物番号及び建物等所有者の氏名

二 損傷名及び損傷の程度（計測）

三 撮影年月日、写真番号及び撮影対象箇所

（事後調査における損傷調査）

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷については、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条（第2項を除く。）の定めるところにより調査するものとする。

2 第8条の事前調査の調査区域外であって、事後調査の対象となったものについては、同条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所を調査するものとする。

（事前調査書等の作成）

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

一から五まで 略

六 写真台帳（様式第4）

（事前調査書及び図面）

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

一から四まで 略

五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称、各部仕上材、写真番号及び損傷の状況を記載して作成するものとする。なお、写真番号については、次号の写真番号と合わせるものとし、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

六 写真台帳は、写真番号、撮影対象箇所及び損傷名を記載し、整理するものとする。

第14条から第16条まで 略

（費用負担額の構成）

第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

（新設）

（事後調査における損傷調査）

第11条 事前調査を行った損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を第8条、第9条及び第10条の定めるところにより調査するものとする。

2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、第8条の事前調査における一般的事項に準じた調査を行ったうえで損傷箇所の調査するものとする。

（事前調査書等の作成）

第12条 事前調査を行ったときは、次の調査書及び図面を作成するものとする。

一から五まで 略

六 写真集（様式第4）

（事前調査書及び図面）

第13条 前条の調査書及び図面は、次により作成するものとする。

一から四まで 略

五 損傷調査書は、第8条及び第9条の事前調査の結果に基づき、建物等ごとに建物等の所有者名、建物の各室の名称及び損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷の状況（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。

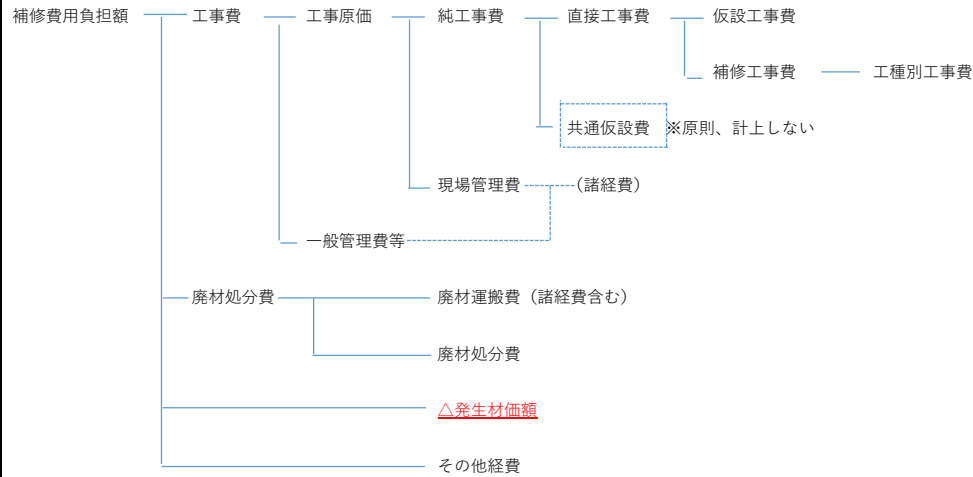
六 写真は、撮影したものをカラーのサービス判でプリントし、様式第3及び様式第4に所定の記載を行ったうえでファイルする。

第14条から第25条まで 略

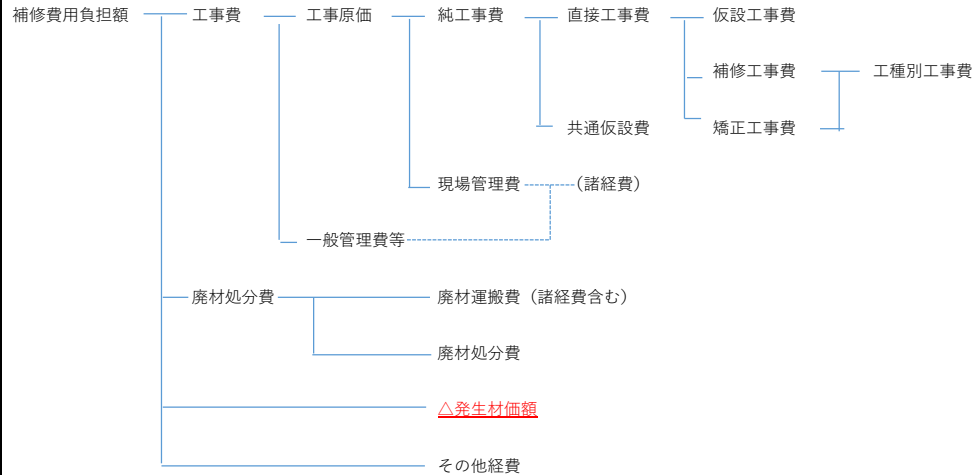
（費用負担額の構成）

第17条 第16条第2号に係る費用負担額の構成は、次のとおりとする。

〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉

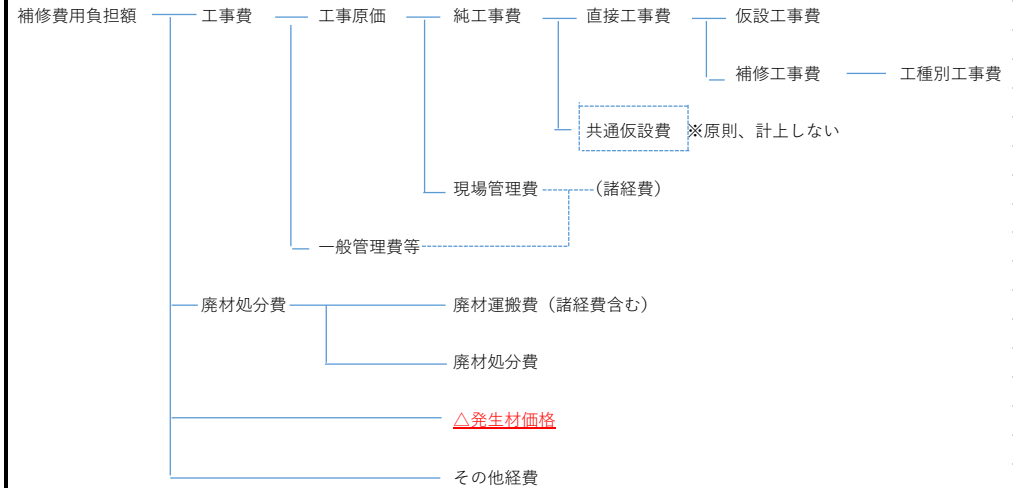


〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉

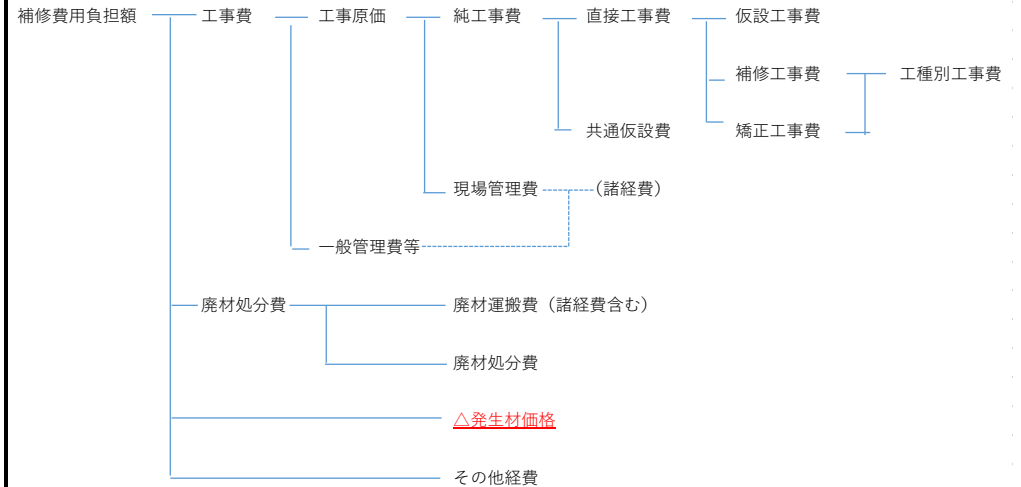


〈建物等を復元する方法による場合〉 から第25条まで 略

〈建物等の損傷箇所を補修する方法による場合〉



〈建物等の構造部を矯正する方法による場合〉



〈建物等を復元する方法による場合〉 から第25条まで 略

(発生材価額)

第26条 **発生材価額**は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

第27条から別表 諸経費率まで 略

様式第1

建物等調査一覧表[illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A判と等価とする。

(発生材価格)

第26条 発生材価格は、補修又は矯正工事に伴い発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じて計上するものとする。

第27条から別表 諸経費率まで 略

様式第1

建物等調査一覧表[illegible]

は、用紙の大きさは、日本産業規格A列4号紙とする。

様式第2

建物等調査書(平面図、立面図等)

調査番号	建物番号	
所有権 工種	建築物の概要	
	事前調査	事後調査
基礎		
屋根		
外壁		
内装		
天井		
床		
経過年数		
用途		

注 用紙の大きさは、原刻として日本産業規格A列3番横とする。

様式第3

損傷調査書(事前・事後)

[illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番種とする。

様式第2

建物等調査書(平面図、立面図等)

調査番号	建物番号	
所有者		
工種	建築物の種類	
	事前調査	事後調査
基礎		
屋根		
外壁		
内装		
天井		
床		
経過年数		
用途		

事前調査	調査年月日	年 月 日
	調査者	
事後調査	調査年月日	年 月 日
	調査者	

注 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列3番とす。

様式第3

損傷調査書(事前・事後)

[illegible]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第4

(写真貼付)

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

写真番号	撮影対象箇所及び損傷名

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

様式第4

(写真貼付)

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

様式 5
建物等の費用負担額算定書

所 在 地				整理番号			
建物所有者				算定年月日			
法人代表者		電 話		採用単価			
所有者住所				用 途			
1 階床面積		2 階床面積		延床面積		構造概要	
直接工事費 計	共通仮設費 ※建物	純 工 事 費	諸 経 費		工 事 費		
[A]	の 構造部を矯正する方法の場合の	[A] + [B] = [C]	[C] × 率 = [D]		[C] + [D] = [E]		
			%				
直接廃材運搬費 [F]					廃材運搬費 [F] + [G] = [H]		
廃材処分費 [I]		発生材価額 [J]	その他経費 [K] (消費税対象額)		消費税等相当額		費 用 負 担 額
			()				
工 種	算 定 内 訳					直接工事費	
1. 仮設工事費						計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
2. 補修工事費						計	
(1) 土工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
(2) 地業工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
(3) 基礎工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	

(以下略)

様式 5
建物等の費用負担額算定書

所 在 地				整理番号			
建物所有者				算定年月日			
法人代表者		電 話		採用単価			
所有者住所				用 途			
1 階床面積		2 階床面積		延床面積		構造概要	
直接工事費 計	共通仮設費 ※建物	純 工 事 費	諸 経 費		工 事 費		
[A]	の 構造部を矯正する方法の場合の	[A] + [B] = [C]	[C] × 率 = [D]		[C] + [D] = [E]		
			%				
直接廃材運搬費 [F]					廃材運搬費 [F] + [G] = [H]		
廃材処分費 [I]		発生材価格 [J]	その他経費 [K] (消費税対象額)		消費税等相当額		費 用 負 担 額
			()				
工 種	算 定 内 訳					直接工事費	
1. 仮設工事費						計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
2. 補修工事費						計	
(1) 土工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
(2) 地業工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	
(3) 基礎工事費						小 計	
	単価名称	形状寸法	単位	単 価	施工数量	金 額	

(以下略)